

陸別町第10期介護保険事業計画等策定に係る日常圏域ニーズ調査委託業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

陸別町第10期介護保険事業計画等策定に係る日常圏域ニーズ調査委託業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

本町では、陸別町第10期介護保険事業計画を策定するにあたり、本町の現状と課題、町民の保健福祉等に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に捉えつつ、制度を取り巻く時代の潮流や本町の他の計画、国の制度改正等と整合を図るものとするため、標記調査を実施する。

これにあたり、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行うため、公募型プロポーザルにより、受注候補者を選定しようとするものである。

2 プロポーザルに係る日程

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 質問の締切 | 令和7年9月12日（金）まで |
| (2) 質問の回答期限 | 令和7年9月18日（木）まで |
| (3) 参加申込受付期間 | 令和7年9月26日（金）まで |
| (4) 提案書受付期間 | 令和7年10月3日（火）まで |
| (5) 結果通知予定日 | 令和7年10月15日頃（予定） |

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 陸別町競争入札参加者名簿に登載されていること。
- (2) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (3) 北海道及び北海道内自治体において指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

- (9) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (10) 市町村より受託した同種の調査業務及び介護保険事業関連計画の契約実績が直近3年間で50件以上あること。

4 提出書類

- (1) 令和7年9月26日までに提出するもの
 - ①参加表明書：様式1 1部
- (2) 令和7年10月3日までに提出するもの
 - ①企画提案書（A4規格 様式自由） 7部
 - ②見積書 1部
 - ③類似契約業務実績書 1部
- (3) 提出場所：〒089-4312 北海道足寄郡陸別町東1条3丁目1
陸別町役場総務課管財防災担当
電話/0156-27-2141（内線216） F A X/0156-27-2797
- (4) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡すること。

5 提案限度額 3,300,000円

6 契約期間 契約締結日～令和8年3月31日

7 選考方式

- (1) 審査方法
プロポーザル審査委員会において、総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。
- (2) 評価基準
 - ①提案内容と業務目的・内容との整合性
 - ②作業工程（スケジュール）及び実施手順・手法の妥当性
 - ③業務体制の確保
 - ④類似業務の実績
 - ⑤次年度の計画策定を見据えた情報整理の取組
 - ⑥見積金額の妥当性
- (3) ヒアリング等の実施
企画提案書等の提出後、資格要件を確認し、業者ごとにヒアリング（プレゼンテーション）を実施する（20分程度）。日時・場所等については別途通知する。提出期限からおむね10日以内。ただし、プロポーザル審査委員会において不要と判断

したときは、ヒアリングを省略する。

(4) 審査結果の通知

ヒアリング終了後、プロポーザル審査委員会で決定した結果を、提案者全員に知
する。

(5) 優先交渉権者の決定

審査の結果最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉す
る。

8 その他の事項

(1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格と
する。

(2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

(3) 参加申込・提出書類は返却しない。

(4) 参加申込・提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

9 所管課

〒 089-4312 北海道足寄郡陸別町東 2 条 3 丁目 2

陸別町保健福祉センター 担当：向井

電話/0156-27-8001（直通） F A X/0156-27-8002

[メール/kaigo@town.rikubetsu.jp](mailto:kaigo@town.rikubetsu.jp)

10 その他

この要領は概略を示したものあり、詳細については、町担当課と協議のうえ、決定
する。

本業務の契約で作成された印刷物等の著作権は陸別町とし、印刷物等の著作権は陸別
町が所有するものとする。